

令和 5 年 6 月 28 日現在

機関番号：32613

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K10934

研究課題名（和文）江戸時代上州における馬庭念流剣術の普及・定着と免許・階梯制度に関する研究

研究課題名（英文）A Study on the Diffusion and Establishment of Maniwa Nenryu Kenjutsu school in Jyoshu during the Edo Period and the Licensing and Grading System

研究代表者

数馬 広二（KAZUMA, Koji）

工学院大学・教育推進機構（公私立大学の部局等）・教授

研究者番号：30204407

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：馬庭念流は上野国多胡郡馬庭村（群馬県高崎市吉井町馬庭）で宗家の樋口家により16世紀末から継承され上野国、武蔵国、信濃国、江戸市中へと広がった剣術流派である。入門者の大半が農民であり旗本、藩士、藩主、高家衆もいた。江戸時代の厳しい身分統制下に農民身分の樋口家が道場を持ち多くの門人を獲得できた理由として（1）「太刀組目録」の授与開始。（2）「世話役人」による道場内統制。（3）「行事」による内部統制や他流儀との交渉。（4）「目代」による指導拡大。（5）免許者による独自の組織化を認めたことを指摘したい。以上から文政6年（1823）の伊香保額論一件で千葉周作一門の教線拡大を阻止することができたのである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

400年以上続く在村剣術流派を対象にし、普及の背景を探る研究はこれまでになく、本研究でその拡大の理由を指摘できたことは、今後、他流儀との比較を試みる上において学術的意義が深い。

研究成果の概要（英文）：Maniwa Nenryu is a school of swordsmanship that has survived for over 400 years since the end of the 16th century, headed by the Higuchi family, the head family of Maniwa Nenryu in Maniwa Village, Tago County, Ueno Province. The school spread throughout Ueno, Musashi, Shinano, and Edo City and had students mostly farmers, though including some bannermen (Hatamoto) and feudal lords (Hanshu). I investigated how the Higuchi, a peasant family, acquired students under the strict measures of status control of the Edo period and identified the following five reasons: (1) awarding of the "Tachigumi Mokuroku"; (2) Sewa Yakunin control of the dojo; (3) internal control by "gyoji" and external negotiations with other schools; (4) Mokudai instruction in other areas; and (5) allowing "licensees" (top license-holders) to organize their own students. For these reasons, the Maniwa Nenryu could prevent Chiba Shusaku from expanding their line of teaching in the Ikaho-Gakuron incident of 1823.

研究分野：身体教育

キーワード：馬庭念流 樋口十郎右衛門 目代 行事 世話人 免許 伊香保額論一件

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

兵農分離が断行された江戸時代の村落では、幕府により禁止され実在するはずのない武術流派が伝承され、武士、町民、農民が一つの道場で学ぶという身分の未分離が黙認されていた。これまで、渡邊一郎(1967:『幕末関東剣術英名録の研究』、大保木輝雄(1980)山本邦夫(1981)、藤木久志(1985:『豊臣平和令と戦国社会』)、高橋敏(1991:『国定忠次の時代 読み書きと剣術』)、榎本(1991)、植田俊夫(1991)、和田哲也(1995)、中村民雄(1997)、長尾進(2003)らによる在村剣術の論考があったが、江戸時代に長期間在村下で継承された剣術流派を対象とした、存続要因に明らかにする研究はなかった。

2. 研究の目的

16世紀末から400年以上続いた馬庭念流は、江戸時代は刀術の実用性を意識し、木刀による形稽古を核として、主に関東の上野国を中心に武蔵国、信濃国、江戸市中へと広がった。入門者は1685年~1835年まで、合計7,437名に達し、その門人のほとんどが農村部の人々であった。江戸時代の厳しい身分統制下に、農民である樋口家は道場を持ち馬庭念流を普及できたのか?免許や階梯制度から探ることを本研究の目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、「太刀組目録」授与制度、世話役人制度の導入、目代による門人の統制と外部交渉、免許者による門人の拡大、という視点から資料収集と、文書の解読をおこなった。

4. 研究成果

(1) 「太刀組目録」授与制度の開始

寛保2年(1742)に「太刀組目録」の授与を開始したのは、13世樋口将定(1665-1751)である。同年、将定が77歳で隠居する際、近在(上野国上池村、吉井村、君川村、一宮村、馬庭村)の門弟5人に「太刀組目録」を伝授した。(『近代傳他家目録控』¹⁾)この「太刀組目録」を伝授された門人がその後の馬庭念流発展の核となった。例えば多胡郡吉井村の田村喜八、馬庭村の松本善兵衛らは「世話役人」となり馬庭念流を支えた。

(2) 馬庭念流における世話役人制度

世話役人制度の初見は、宝暦4年(1754)発行の『覺』²⁾である。この『覺』は、田村喜八、鈴木久兵衛、堀口小兵衛、堀口與市、田村常八ら5人の世話役人が発行したもので、その一条に「稽古場世話役人、相立候間、稽古通り、諸事、世話役人衆へ御聞合、可被成候」とある。すなわち稽古所世話役人が稽古場を運営するのであらゆることを世話役人へ伺いを立てるべしと、明記されている。そのほか、稽古場での勝手なふるまいを禁止すること、門弟以外の者は道場へ出入り禁止、入門の際に起請文を認めること、稽古日(7日、17日、27日)などの道場内の規律が示されている。このように馬庭念流の「世話役人」は道場内の統制をしたといえる。

(3) 馬庭念流における行事について

「行事」は、樋口定雄(1765~1836)が1797年には設置していた。すなわち14世樋口定暁以降の増加傾向にあった各地での門人が流儀の規律を乱し、流儀の名を汚さないように統制し、組織を安定させる役割を担ったのである。事例として、寛政12年(1800)3月7日、上野国緑野郡東平井村平野政七が上野国緑野郡藤岡で酒乱の上、「御流儀御名目」を傷つけた理由で政七を破門にしつつも、行司役が仲介し宗家に破門を取り消させ

た一件（「差出申一札之事」³）があった。

（4）馬庭念流における目代について

馬庭念流の目代については、田部井源兵衛と佐藤善治郎の事例のように、宗家が目代に指導を委託し、目代は藩役所とも交渉をしたのである。

目代・田部井源兵衛盈祥の事例

新田郡平塚村の田部井源兵衛盈祥（1727～1797）は、1764年に馬庭念流樋口定嵩に入門した。安永2年（1773）11月6日に高家衆・新田岩松家の「念流之師」として下田嶋村の岩松家へ指導に出かけ、以降も続けた。

目代・佐藤善次郎の事例

馬庭村の目代・佐藤善次郎（1727～1812）は、宗家樋口家の名代として天明4年（1784）、上野国安中藩領高濱村の太七宅へ出張指導に出かけた際、大八木村（高崎藩領）高橋亀吉といざこざがあった。この事態の収集に佐藤善次郎は、高崎藩（藩主松平輝延）役所と交渉をした。

（5）馬庭念流の免許制度について

馬庭念流の免許者として、田部井源兵衛盈祥、本間仙五郎應郷、同應吉の事例をあげれば、それぞれの門弟内で「目代」「行事」「世話役」などの組織化をはかっていた。

永代免許者・田部井源兵衛の事例

新田郡平塚村の田部井源兵衛盈祥は、目代ののち、天明4年（1784）10月に免許を得ている。源兵衛盈祥は、門弟800人も地盤を有していた。天保頃、田部井道場は「目代」、「行事」、「世話役」、「目録」という組織が機能していた。

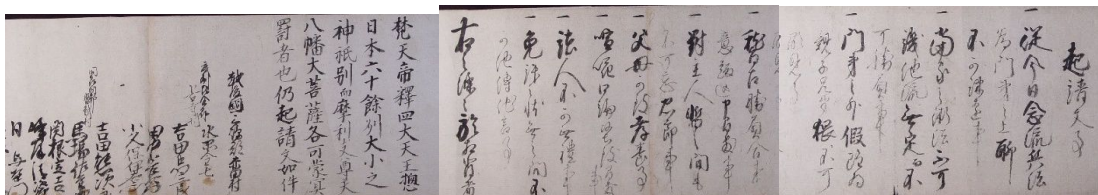
永代免許・本間仙五郎應郷と息子應吉の事例

佐井郡赤堀村の本間仙五郎應郷（1744～1815）は、安永3（1774）年に14世樋口定嵩に入門し、文化10年（1813）に永代免許にあたる『事理目録口伝』を16世樋口定雄より授与された。本間道場内で、天保2年（1831）頃、目代3名、行司2名、世話役9名、目録6名の組織が確認された。

また、小久保勘右衛門への起請文にはつぎのような農民での子弟教育に触れた一文を確認できた。

永代免許・小久保勘右衛門斥英の事例

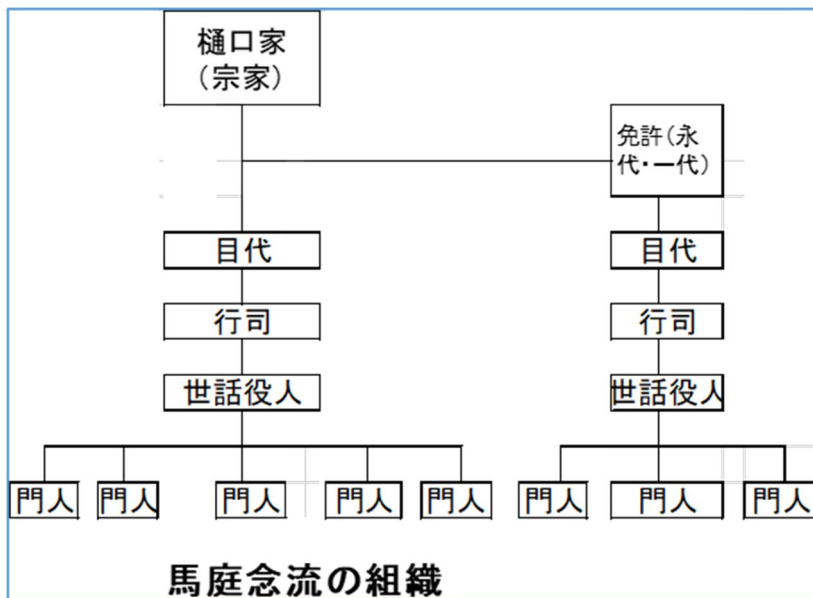
武蔵国比企郡上古寺村の小久保勘右衛門斥英（1767 - 1859）は、天明6年（1786）樋口定嵩に入門し、天保11年（1840）樋口定伊から「印可之内、事理口伝之巻」が授けられた（「免状」⁴）。下の起請文は、上古寺村、腰越村など60名の入門者が姓名と血判を押して提出している。



この起請文に記される前書きに注目するならば単に剣術の技術向上のための心得のみならず、忠孝（「一父母可致孝養事」、「一 對主人暫之間も不可忘忠節事」）、村社会の安全や秩序（「一 喧嘩口

論堅致間敷事」)、道德(「一 諸人不可無禮事」)など、江戸時代の百姓のあるべき人間像が列挙されている点特徴的である。

(6) 伊香保額論一件での馬庭念流の結束が示すもの



「伊香保額論一件」は、文政6年(1823)4月、北辰一刀流・千葉周作の弟子が伊香保神社に姓名額を奉納しようとして企てをし、伊香保神社へ集まったとき、この企てを阻止しようと馬庭念流の門人270名が伊香保に集結した一件である。幸い闘いにはならなかったが、江戸時代の社会を揺るがす大事件であり、滝沢馬琴も『兎園小説』⁵(第一集[文政八年正月十四日於海口庵発会]所収。松蘿館述「伊香保の額論」)でこれを描いた。馬庭念流側は、赤堀市場村の永代免許・本間仙五郎が60人～70人の門人を連れ、また平塚村からは永代免許・田部井源兵衛考周と道場頭・大竹新兵衛らが40人～50人の門人を引き連れて伊香保温泉へ参上したという。樋口家文書『伊香出郷宿割性

名帳』⁶には、各地から伊香保に集結した馬庭念流門人姓名が記されており、地域における「目代 行司―世話人」という組織化による門人結束が示されたものと考えられる。

(7) まとめ

馬庭念流が18世紀なかば入門者が増大し拡大し続けた背景には門人の「組織化」があった。組織化には「太刀組目録」の発行、「世話役人」の設置、「行司」の設置、目代による指導、免許者による独自の組織化が挙げられる。これにより、内部統制や外部交渉をしながら自流内を組織化していった馬庭念流が、「私的な農村道場」から、上野国の藩士や江戸における旗本へ指導するという「公的な存在」になってゆく過程で必須のことであった。文政6年(1823)年に起こった「伊香保額論一件」はその組織化による結束を如実に示す一件であった。

¹ 樋口家文書、樋口将定が77歳で「稽古修行を終え、嫡男定嵩、次男定張兩人へ流儀相伝の上、門弟皆引譲られ」とある。

² 樋口家文書 宝暦4年(1754)

³ 樋口家文書

⁴ 小久保家蔵「免状」天保11年 樋口十郎右衛門定輝より目代小久保勘右衛門へ。。

⁵ 「伊香保の額論」は滝沢馬琴『兎園小説』文政8年(1825)に収められている。

⁶ 樋口家文書『伊香出郷宿割性名帳』

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 数馬広二	4. 巻 2019 - 2
2. 論文標題 馬庭念流における目代設置と免許の授与－伊香保額論一件から－	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本武道学会第52回大会研究発表抄録	6. 最初と最後の頁 18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 数馬広二
2. 発表標題 馬庭念流における目代設置と免許の授与－伊香保額論一件から－
3. 学会等名 日本武道学会第52回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 数馬広二
2. 発表標題 江戸時代関東における在村剣術の成立と発展について～上州の馬庭念流と八王子の剣術～
3. 学会等名 令和元年度（2019年度）八王子市生涯学習センター川口分館主催 市民自由講座
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 数馬広二
2. 発表標題 江戸時代関東における農民剣術の成立と発展
3. 学会等名 日野市立新選組のふるさと歴史館冬期企画展「天然理心流と土方歳三」講演会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

研究者情報データベース
<https://er-db.sc.kogakuin.ac.jp/scripts/update/kkmain.htm>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------